

2024年（令和6年）3月26日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会 長 三 木 秀 夫

警 告 書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

当会人権擁護委員会において慎重に調査しました結果、下記のとおり警告いたします。

記

第1 警告の趣旨

大阪拘置所が、未決拘禁者である申立人を、2022年（令和4年）4月21日から少なくとも2024年（令和6年）2月2日までの間、監視カメラを必要とする合理的な理由が存在しないにもかかわらず、監視カメラ付きの単独室に昼夜収容したことは、憲法第13条によって保障される申立人のプライバシー権を侵害し、ひいては人格的尊厳を傷つけるものであるから人権侵害に該当するものである。

今後、貴所においては、被収容者において監視カメラによる監視を必要とする高度な危険性が存在するという具体的事情が認められない限り、被収容者を監視カメラ付きの単独室に収容してはならず、かつ、監視の方法・態様・期間等を必要かつやむを得ない範囲にとどめる運用を徹底されるよう警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

(1) 貴所は、申立人につき、自己の意に沿わない職員又は職員以外の者への威圧傾向、粗暴な言動がある「要視察者（好訴性）」と指定し、2022年（令和4年）4月21日の収監以降、監視カメラ付きの単独室に昼夜収容しており（以下「本件措置」という。）、2024年（令和6年）2月2日時点においても同室における収容が継続していた。

本件措置による監視カメラは、単独室の天井に取り付けられ、トイレで用を足す様子も含め、被収容者の一挙手一投足を24時間監視できるものであり、申立人は強い心理的負担を感じている。

(2) 当会は、かつて同一の申立人から同様の人権救済申立を受け、2016年（平成28年）1月12日、貴所に対し、監視カメラを必要とする合理的な理由が何ら存在しないにもかかわらず、監視カメラ付きの単独室に昼夜収容したことは、憲法第13条によって保障される申立人のプライバシー権を侵害し、ひいては人格的尊厳を傷つけるものであるから人権侵害に該当し、今後、被収容者を監視カメラ付きの単独室に昼夜収容するにあたっては、被収容者において、監視カメラで事前に防止する必要がある高度な危険性を必要とする扱いを徹底されるよう勧告した（以下「平成28年勧告」という。）。

(3) 貴所は、申立人を監視カメラ付き単独室に収容し続けている理由について、過去の刑事施設での履歴、今般の留置施設からの引継ぎ内容、及び貴所職員への申告内容から、監視カメラ付き単独室への収容が必要であると判断し、現に好訴傾向が顕著に認められ、粗暴傾向（自己の意に沿わない職員又は職員以外の者への威圧）、自傷傾向（示威的な絶食）が認められたので、監視カメラ付き単独室での収容を継続していると説明するも、内容の詳細な回答は差し控えるとして、具体的な事情を明らかにしていない。

また、貴所は、前記平成28年勧告について、貴所の取扱いに不当な点はなく、当該勧告の執行を受けたことについては参考として受け止めるにとどめている、と回答した。

- (4) これまで当会が受理した申立人の人権救済申立は複数存在し、現在も調査継続中の案件が複数存在するが、申立人は、当会の本調査委員による面談聴取の際も終始落ち着いた態度であり、特に暴言を吐くこともなく、粗暴傾向の印象は見受けられず、自傷行為を仄めかす言動もなかった。

そして、2022年（令和4年）4月21日の収監以降、申立人が貴所において反則行為を行い、懲罰を受けた事実は見受けられず、また、過去に複数回の服役経験はあるものの、暴行や傷害を伴う粗暴犯としての前科も特に確認されていない。

2 当会の判断

- (1) 監視カメラによる監視は、職員による巡回監視とは異なり、被収容者にとって監視されているかどうかを認識できない点において心理的な負担に差がある上、死角がなく、被収容者の排泄行為を含む日常生活のすべての動作を常時監視することが可能であることから、通常の単独室収容と比べても拘禁感や圧迫感において格段の差がある。

そのため、カメラによる昼夜監視は、個人の尊厳原理（憲法第13条）に由来する、私生活を公権力によってみだりに公開されないプライバシー権のほか、個人の人格的生存に必要不可欠な、被収容者の心身の健康・精神的平穏などの人格権をも侵害するおそれが強い。

したがって、被収容者の監視カメラ付き単独室への収容は、原則として行われるべきではなく、例外的に許容されるのは、被収容者において監視カメラによる監視を必要とする高度な危険性が存在するという具体的事情が認められる場合に限られるべきである。

(2) 保護室の収容期間は、原則として72時間（3日）以内とされ、特に継続の必要がある場合には48時間ごとに更新する必要がある（刑事収容施設法第79条第3項）、その期間中であっても保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止しなければならない（同条第4項）。また、静穏室の収容期間は原則として7日間とされ、特に継続の必要がある場合は72時間ごとに更新することが必要となる（法務省矯正第1255通達）。加えて、私人の自由の制限が許されるためには、秩序違反状態を排除するために必要な場合でなければならず、かつ、目的と手段が比例していなければならないという比例原則や憲法第31条の精神に照らすと、法令上の明文根拠のない監視カメラ付き単独室への収容についても、保護室や静穏室への収容に準じた必要最小限の期間に限って許容されるべきである。

したがって、監視カメラによる監視の方法・態様・期間等は、必要かつやむを得ない範囲にとどめられるべきである。

(3) 貴所は、申立人を監視カメラ付きの単独室に収容した理由に関して、抽象的な事情を説明するだけで、その詳細は回答せず、具体的な事情を明らかにしていないところ、当会が調査する限り、申立人の言動には、好訴傾向や粗暴傾向、自傷傾向など特に見受けられなかった。

したがって、本件において、申立人には監視カメラによる監視を必要とする高度な危険性が存在するという具体的事情はおよそ認められず、貴所が2022年（令和4年）4月21日に申立人を監視カメラ付き単独室に収容したことは、違法なものであったといわざるを得ない。

仮に、貴所が監視の理由とする粗暴傾向等が認められ、実際に申立人の問題行為が生じたときには、法律上の明文根拠のある保護室収容や懲罰手続で対処することが検討されるべきである。にもかかわらず、安易に監視カメラ付きの単独室に収容するという人権侵害の著しい方法で対処したこ

とは、事実上の懲罰手続を実行するものであり、刑事収容施設法所定の手続を潜脱するものである。

- (4) しかも、貴所が申立人を監視カメラ付き単独室に収容している期間は、確認できた限りでも1年10か月もの長期間に及ぶ。前述のとおり、当会が調査する限り、申立人の言動には、好訴傾向や粗暴傾向、自傷傾向など特に見受けられず、仮に貴所が詳細を明らかにしていない具体的事情から監視カメラによる監視を必要とする高度な危険性が認められたとしても、監視カメラによる監視の方法・態様・期間等は、必要かつやむを得ない範囲にとどめられるべきであって、本件のような長期間にわたった監視カメラによる監視が正当化される事情は認められない。

加えて、刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努めなければならないところ（刑事収容施設法第56条）、申立人が排泄行為も含めて24時間監視されることについて強い心理的負担を受けていることは十分認識されるべき事情であるにもかかわらず、貴所が申立人の心身の状況に配慮した形跡は特に認められない。

- (5) 当会は、貴所における監視カメラ付き単独室の収容に関して、被収容者のプライバシー権を侵害し人格的尊厳を傷つけるものと判断し、本件と同一申立人の申立てにかかる前記平成28年勧告以外にも、2017年（平成29年）7月31日付勧告や、2021年（令和3年）3月25日付警告、2022年（令和4年）6月21日勧告を執行している。被収容者に対する監視カメラによる監視については、他の弁護士会においても人権侵害を認定し、警告等が執行されているところである。

にもかかわらず、貴所は、本件調査の過程で、前記平成28年勧告について、貴所の取扱いに不当な点はなく、当該勧告の執行を受けたことについては参考として受け止めるにとどめている、と回答しており、改善の姿勢が見受けられない。その他の警告等をふまえた改善措置を講じた形跡も

全く認められていないということは、貴所の人権侵害行為に対する意識の希薄さを示すものであり、遺憾と言わざるを得ない。

(6) 結論

以上の理由から、「第1 警告の趣旨」記載のとおり警告する。

以 上